

第17回 鬼北町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 平成30年11月21日(水) 午後1時30分～午後2時30分

2. 開催場所 中央公民館 3階 大会議室

3. 出席委員(10名)

1	高田洋一	2	赤松拓也	3	松岡照明	4	中平勝則
5	二宮正宏	7	高田光一	8	芝貞弘	11	清家壽秋
12	青木武司	14	川平定計				

4. 欠席委員(4名)

6	有田亜佳	9	古用敏彦	10	山本一人	13	谷口雄記
---	------	---	------	----	------	----	------

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第77号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第78号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第79号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第80号 農地転用事業計画変更申請について
- 日程第6 議案第81号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について

6. 農業委員会事務局職員

局長	松本秀治	次長	渡辺美枝	主事	毛利巧
----	------	----	------	----	-----

7. 会議の概要

事務局	<p>定刻となりましたので、ただ今から第17回鬼北町農業委員会総会を始めさせていただきます。</p> <p>皆様ご起立をお願いします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>それでは開会の挨拶を川平会長よりいただきたいと思います。</p>
会長	<p>ようやくここ数日秋らしくなり、北海道のほうでは初雪が見られたということで、例年に比べますと寒くなるのが若干遅いのかなと思っています。</p> <p>皆様につきましては夏場の農作業、秋の柚子の収穫もほぼ終わっているだろうと思います。</p> <p>ただ今日の農業委員会総会出席の方を見ていますと、推進委員も含めて今までになく多くの欠席者が出ています。</p> <p>まだ柚子を収穫しなければならないのかなと思っています。</p> <p>それぞれ総会資料が事前に配られていますので、人数が少ないですけどもその内容に従いまして慎重に審議していただきたいと思います。</p> <p>よろしくお願いいたします。簡単ですが挨拶に代えさせていただきます。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>これから議事の進行につきましては、会議規則第7条によりまして、会長が執り行います。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの出席委員は、10名であります。</p> <p>有田委員、古用委員、山本委員、谷口委員から欠席の連絡を受けています。</p> <p>また推進委員の西川委員からも欠席の連絡を受けています。</p> <p>定数に達しておりますので、これより第17回鬼北町農業委員会総会を開会いたします。</p>
議長	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>お手元に本日の議案書の差し替えがございますので確認をお願いします。</p> <p>本日の議事日程は、先日配布してあります次第のとおりといたします。</p> <p>各委員のご協力をお願いします。</p>
議長	<p>日程第1 「議事録署名委員の指名について」</p> <p>鬼北町農業委員会会議規則第39条の規定により、本日の議事録署名委員に5番 二宮正宏委員、7番 高田光一委員、以上の両委員を指名いたします。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>日程第2 議案第77号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>順位1番について、中平勝則委員より説明願います。</p>
中平委員	<p>議席番号4番 中平です。</p> <p>議案第77号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番の説</p>

	明をします。
	【議案書に基づき、議案第77号 順位1番 説明】
中平委員	農地法第3条第2項各号について、11月15日に譲受人、事務局2名、二宮推進委員、私の計5名で現地調査を行いました。 その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第77号 順位1番 説明】
中平委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、担当委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第77号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第77号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	続いて順位2番について、芝貞弘委員より説明願います。
芝委員	議席番号8番 芝です。 議案第77号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第77号 順位2番 説明】
芝委員	農地法第3条第2項各号について、11月15日に譲渡人、譲受人、事務局2名、渡邊推進委員、私の計6名で現地調査を行いました。 その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第77号 順位2番 説明】
芝委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、担当委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)

議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 77 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 2 番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 77 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 2 番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	続いて順位 3 番について、担当委員が欠席のため事務局より説明願います。
事 務 局	古用委員が欠席のため事務局が説明します。 議案第 77 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 3 番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第 77 号 順位 3 番 説明】
事 務 局	農地法第 3 条第 2 項各号について、11 月 15 日に譲渡人、譲受人、古用農業委員、渡邊推進委員、事務局 2 名の計 6 名で現地調査を行いました。 その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第 77 号 順位 3 番 説明】
事 務 局	以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく願います。
議 長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 77 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 3 番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 77 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 3 番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	日程第 3 議案第 78 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。 順位 1 番について、担当委員が欠席のため事務局より説明願います。
事 務 局	古用委員が欠席のため事務局が説明します。 議案第 78 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」、順位 1 番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第 78 号 順位 1 番 説明】

事務局	11月15日に申請人、古用農業委員、渡邊推進委員、事務局2名の計5名で現地調査を行いました。 その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第78号 順位1番 説明】
事務局	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議のほどよろしくお願ひします。
議長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第78号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第78号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
議長	日程第4 議案第79号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。 順位1番及び2番について、担当委員が欠席のため事務局より説明願ひします。
事務局	古用委員が欠席のため事務局が説明します。 議案第79号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番及び2番の説明をします。 まず順位1番について説明します。
	【議案書に基づき、議案第79号 順位1番 説明】
事務局	11月15日に譲渡人、譲受人、古用農業委員、渡邊推進委員、事務局2名の計6名で現地調査を行いました。 その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第79号 順位1番 説明】
事務局	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 続いて順位2番について説明します。
	【議案書に基づき、議案第79号 順位2番 説明】
事務局	11月15日に譲渡人、譲受人、古用農業委員、渡邊推進委員、事務局2名の計6名で現地調査を行いました。 その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第79号 順位2番 説明】

事務局	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより順位1番について質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第79号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第79号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
議長	続いて順位2番について質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第79号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第79号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位2番は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
議長	日程第5 議案第80号「農地転用事業計画変更申請について」を議題といたします。 事務局より説明願います。
事務局	農地転用事業計画変更申請について説明します。
	【農地転用事業計画変更申請について説明】
事務局	以上で説明を終わります。
議長	続いて順位1番について、高田洋一委員より説明願います。
高田委員	議席番号1番 高田です。 議案第80号「農地転用事業計画変更申請について」、順位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第80号 順位1番 説明】
高田委員	11月15日に事務局2名、赤松農業委員、私の計4名で現地調査を行いました。

	申請人には電話で申請内容について確認をとりました。 その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第80号 順位1番 説明】
高田委員	以上により、申請地は事業計画を変更しても問題ないと考えます。 ご審議のほどよろしくお願ひします。
議長	ただ今、担当委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第80号「農地転用事業計画変更申請について」、順位1番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第80号「農地転用事業計画変更申請について」、順位1番は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
議長	日程第6 議案第81号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。 順位1番から19番まで事務局より説明願ひします。
事務局	それでは、町長から審議依頼のありました議案第81号について順位1番から順に読み上げて説明とさせていただきます。 読み上げる項目につきましては順位の番号、貸人の大字名と氏名。借人の大字名と氏名、契約地の地番、地目、面積、備考欄といたします。
	【議案書に基づき、議案第81号 順位1番から19番 説明】
事務局	以上でございます。 ご審議の程よろしくお願ひいたします。
議長	ただ今、順位1番から19番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第81号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位1番から19番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第81号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によ

		る鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」、順位 1 番から 1 9 番につきましては、原案のとおり決定させていただきます。
議	長	以上で本日の議案の審議は全て終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。
議	長	以上で第 1 7 回鬼北町農業委員会総会を閉会いたします。
		議事録署名委員
		5 番
		7 番